

生駒市規則第4号

生駒市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月28日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

生駒市職員の職の設置に関する規則（昭和56年7月生駒市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「職員とは」を「「職員」とは」に改める。

第3条を次のように改める。

（職員の職）

第3条 職員の職の設置については、次のとおりとする。

区 分	職
事務職員	公室長、部長、局長、次長、参事、副参事、課長、場長、所長、主幹、室長、課長補佐、場長補佐、副所長、係長、主査、主任、主事、事務員
技術職員	公室長、部長、局長、次長、参事、副参事、課長、場長、所長、主幹、室長、課長補佐、場長補佐、副所長、指導主事、園長、係長、主任保育士、主査、主任、技師、技術員、保健師、栄養士、看護師、保育士
技能職員	主任、副主任、技能員

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。